



2018年12月14日

各 位

会社名 ジェイリース株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 拓
(コード番号：7187 東証第一部)
問合せ先 取締役専務兼執行役員
経営企画本部長 中島重治
(TEL. 03-5909-1241)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、2018年12月14日付「2019年3月期第2四半期報告書の提出及び過年度の有価証券報告書、四半期報告書の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、過年度の決算を訂正いたしました。過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書につきましては、本日、九州財務局へ提出するとともに、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」につきましても提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第14期 内部統制報告書	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
第15期 内部統制報告書	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線____を付して表示しております。

なお、訂正内容は、訂正前の事業年度末日に関する記載を除き、各期とも同一のため、第15期の記載を省略しております。

第14期 内部統制報告書（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、過去の貸倒引当金の見積り方法に誤謬があることが判明したため、過年度の決算を修正するとともに、2016年3月期から2018年3月期までの有価証券報告書及び2017年3月期第1四半期から2019年3月期第1四半期までの四半期報告書について、本日訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、債権の量や質の変化があつたにもかかわらず、それに応じた貸倒引当金の算定方法の変更を行わなかったことに起因しており、中長期債権の回収状況についてのモニタリング体制や貸倒引当金の算定方法に関する検討が必ずしも十分でなかったことから、当社の全社的な内部統制の一部および決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不備があつたと認識しております。

なお、上記の開示すべき不備が当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の判明が翌事業年度以降となつたためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じてまいります。

- ・中長期債権の回収状況についてのモニタリング強化
- ・決算・財務報告プロセスの運用徹底による内部統制の強化

以 上